

# 芦屋市強靱化計画（原案）

～より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋に向けて～

## 【概要版】

平成28年12月

芦屋市

## 1 計画の策定に至る経過

### 1-1 国土強靱化地域計画とは

平成25年(2013年)12月に「国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国土強靱化地域計画は、基本法の規定に基づき、国全体の国土強靱化政策と調和を図りながら、地方公共団体が策定できる計画で、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となるものです。

### 1-2 本市の防災の取組について

本市においては、阪神・淡路大震災を教訓として安全・安心なまちづくりを進めてきました。震災以降、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備を進めてきたほか、平成22年度(2010年度)末時点において市立小中学校及び幼稚園の耐震化率を100%とするなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいますが、国の動向を踏まえ、国や県と一体となった取組を推進し、より強くてしなやかな地域の構築を目指し、本市の強靱化に関する指針となる「芦屋市強靱化計画」(以下「本計画」という。)を策定し、取組を推進するものです。



地域での防災訓練



防災倉庫

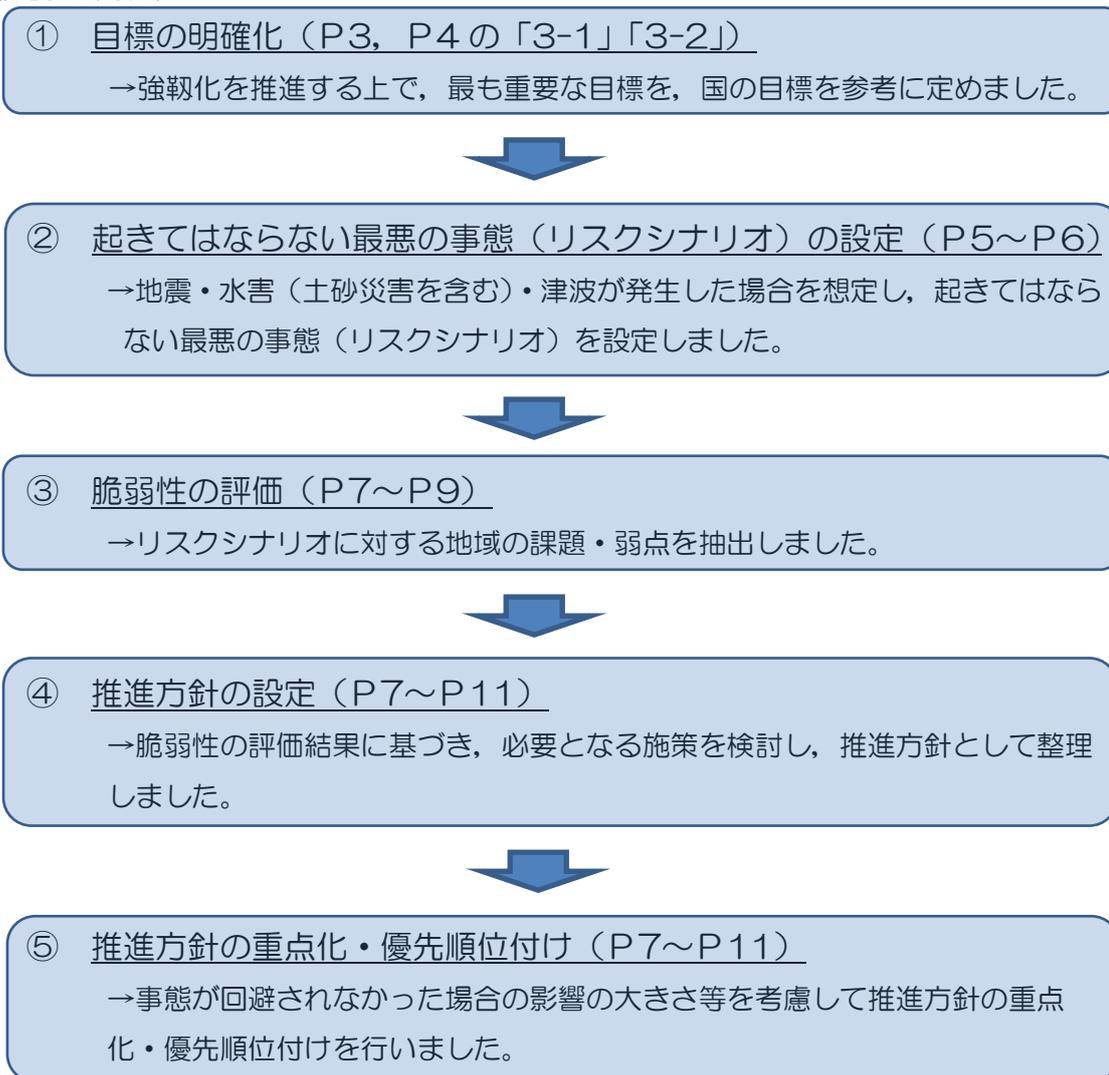


### 1-3 検討経過

芦屋市国土強靱化地域計画推進本部，芦屋市国土強靱化地域計画推進本部幹事会を設置し，(1)，(2)の作業を行いました。

- (1) 既存計画のなかで，国土強靱化に資する項目等の洗い出し・整理
- (2) 国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）やアクションプランを参考に，市で行うべき項目の選定

（検討の流れ）



## 2 計画の位置付け

### 2-1 計画の位置付け

基本法第13条に基づき、国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国土強靱化地域計画を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するものです。

また、市政の基本方針である第4次総合計画を踏まえ、災害対策基本法に基づき策定した地域防災計画などとも整合を図りながら策定するものです。

### 2-2 計画期間

強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、市の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、推進期間は平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間としました。

## 3 計画の基本的考え方

住宅都市である本市にとって、質の高い良好な住環境の形成が重要な施策であり、より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋をめざして、基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保ちつつ、基礎自治体としての役割を踏まえ、基本計画で示された4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」をもとに、本市が住宅都市であることから、本市の目標として以下のとおり3つの「基本目標」及び5つの「事前に備えるべき目標」を設定し、取組を進めます。

### 3-1 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 3 迅速な復旧復興及びそれが可能な基本的な機能の維持

### 3-2 事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生後であっても，生活・経済活動に必要な最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図る
- 5 大規模自然災害発生後であっても，地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 3-3 本市の強靱化を推進する上で考慮すべき事項

地域を強靱化するに当たって，大きなリスクである地震に対しては，市民の生命・財産を守るためには市域の多くが住宅地であることを踏まえると，公共施設や住宅が安全であることが重要となります。阪神・淡路大震災以降，公共施設の耐震化を進めてきた結果，耐震化率は100%に近い水準となり，民間の建築物の耐震化率も高い水準にあり，ハード面の整備は進みつつあります。

一方で，災害時の避難・救助活動から避難生活，復旧・復興過程まで，お互いが助け合い，防災においては自助・共助が重要となります。そのため，災害発生直後の情報伝達をはじめ，地域において防災力を高めるためのソフト対策も不可欠となります。

これらのことから，より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋をめざして，ハード対策の足りない部分をさらに進め，ソフト対策と組み合わせることにより，本市の強靱化の取組を推進していきます。

## 4 想定する大規模災害（対象とする災害）

市域において，市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性のある次の大規模自然災害を対象とします。

## 4-1 地震・津波

本市は、海溝型の地震としては、「南海トラフ」による地震を想定していません。

また、本市に大きな地震被害をもたらすと考えられる断層があり、「六甲・淡路島断層帯」「有馬一高槻活断層帯」「山崎断層帯」「中央構造線断層帯」「上町断層帯」を内陸活断層による地震として想定しています。

## 4-2 風水害・土砂災害

本市が被る風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮、波浪を含む）、異常潮位現象による高潮などが考えられます。

また、豪雨等の影響により、土砂災害警戒区域等においては、土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）の危険性も有しています。

# 5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、基本計画の取組状況を踏まえ、想定するリスクとして、「地震・水害（土砂災害を含む）・津波」とし、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）を以下のとおり設定しました。

なお、基本計画にならい、17のリスクシナリオを5つの「事前に備えるべき目標との関連付けを行い設定しています。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

		1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、市の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
5	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 6 強靱化に向けた推進方針の概要

17のリスクシナリオに基づき、脆弱性評価を行い、その結果を踏まえてリスクシナリオを回避するため、推進方針を取りまとめました。その際、本市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラムの重点化を行っています。（重点化した各プログラムの項目を「●」とし、それ以外の項目を「○」としています。）

### 6-1 推進方針（必要となる施策）の各項目

事前に備えるべき目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- 住宅・建築物等の耐震化
- 非構造部材の耐震対策を推進
- 交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化の促進
- 避難路の確保
- 火災予防・被害軽減のための取組
- 公設防火水槽の耐震化
- 通信基盤・施設の堅牢化・高度化，体制・装備資機材や訓練の充実強化
- 津波防災地域づくり
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保
- 排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備
- 土砂災害警戒区域等の周知
- 風水害対策の啓発
- 台風・集中豪雨等に対する防災情報の強化
- ラジオ放送等を活用した災害対策
- 避難者に対する避難標識
- 発災後の交通渋滞による避難の遅れを回避
- 災害時要配慮者等の避難支援体制の構築

事前に備えるべき目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

- 海上物資輸送による物資集積所の活用

- 災害時応援協定の締結の推進
- 地下水源の利用の検討
- 地域における食料・燃料等の備蓄
- 避難所となる学校園施設の防災機能強化
- 各家庭，避難所等における備蓄量の確保
- 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関する体制整備
- 民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築
- 災害時に様々な支援を受け入れるための体制の構築
- 物資配送に係る連携
- 道路の防災対策
- 山間地等における避難路や代替手段の確保
- 災害対応業務の標準化
- 防災関係機関との連携強化・訓練
- 地域の医療機関との連携体制の構築
- 平時からの予防接種の促進
- 消毒や害虫駆除等
- 下水の速やかな排除・処理
- 下水道BCPの検証
- 医療活動を支える取組

事前に備えるべき目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- 業務継続体制の強化
- 災害時の支援体制を確立するための機能維持
- バックアップ拠点となる施設の整備
- 生活等に必要不可欠な電力の確保
- 災害時即時対応体制の強化
- 指定管理者との協定の締結
- 情報通信システム基盤の耐災害性の向上

事前に備えるべき目標4 大規模自然災害発生後であっても，生活・経済活動に必要な最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図る

- 水道施設等の耐震化の推進
- 水道事業者間の連携や人材の育成，ノウハウの強化等の推進
- 大規模災害時の広域的な応援体制の整備
- 雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等の普及・促進
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替え
- 自立・分散型エネルギーの普及促進
- 下水道施設の耐震化の推進

事前に備えるべき目標5 大規模自然災害発生後であっても，地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 地域コミュニティ力の構築の促進
- ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施

上記1～5の事前に備えるべき目標の複数に対する横断的分野

- 普及啓発・自主防災活動の活性化
- 防災教育の実施
- 公共施設の老朽化対策
- 社会基盤施設の老朽化対策

## 6-2 主な重要業績指標

各個別施策の進捗状況や実績を把握するため、重要業績指標を定めることのできる施策について目標値を設定しました。主な重要業績指標については、次のとおりです。

**事前に備えるべき目標1** 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- [市民が利用する市有建築物の耐震化率] 95.4% (H27) → 100% (H32)
- [民間建築物（住宅）の耐震化率] 93.3% (H25) → 96.0% (H32)
- [無電柱化率] 12.4% (H27) → 14.1% (H32)
- [50年を経過した公設防災水槽のうち、耐震化された水槽の数] 0/19 (H27) → 8/19 (H33)
- [津波一時避難施設] 37か所 (H27) → 39か所 (H33)
- [緊急告知ラジオ販売台数] 0台 (H27) → 3,000台 (H30)
- [個別避難支援計画策定数] 1,380件 (H26) → 3,300件 (H32)
- [地区防災計画作成率（土砂災害警戒区域等及び津波浸水想定区域）] 0% (H27) → 100% (H32)
- [福祉避難所] 2カ所 (H27) → 10カ所 (H29)
- [耐震性貯水槽設置小学校] 7/8 (H27) → 8/8 (H33)

**事前に備えるべき目標2** 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

- [民間事業者との災害時における応援協定締結数] 22件 (H27) → 38件 (H32)
- ※ 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定を平成28年度に締結
- [事前対応計画（タイムライン）の策定] → H29

**事前に備えるべき目標3** 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- [民間事業者との災害時における応援協定締結数] 22件 (H27) → 38件 (H32)
- [防災士資格を取得した職員割合] 14% (H27) → 25% (H32)
- [避難所施設でのWi-Fi設置数] 1施設 (H27) → 17施設 (H29)

**事前に備えるべき目標4** 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

[災害時協力井戸の登録件数]0件（H27）→6件（H32）

[下水道管路の耐震化率]21.8%（H26）→23.2%（H32）

**事前に備えるべき目標5** 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

[地区防災計画作成率（土砂災害警戒区域等及び津波浸水想定区域）]0%（H27）→100%（H32）

上記1～5の事前に備えるべき目標の複数に対する横断的分野

[下水道管路の耐震化率]21.8%（H26）→23.2%（H32）

[水道管耐震化率]37.2%（H26）→45.7%（H32）

[公園施設更新率]16.3%（H26）→50.0%（H32）

## 7 計画の推進と見直し

本計画による強靱化を着実に進めるため、全庁横断的な体制のもとで推進していく必要があります。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民などとの連携・協力が重要であることから、平時からの関係構築に努め、計画を推進していく必要があります。なお、本計画における取組を確実に推進するため、重要業績指標の目標値を用いて進行管理を行うものとします。

今後の社会情勢の変化や国、県の施策の推進状況等を考慮しつつ計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

# 芦屋市強靱化の取組（一例）

## 凡例

**脆弱性評価**  
起きてはならない最悪の事態を回避するため、課題の分析・評価

**推進方針**  
最悪の事態を回避するための施策の推進方針



○津波対策のための避難場所や避難路の確保

近くの津波一時避難施設に避難できるよう、整備を進める必要がある。  
神戸市、西宮市と隣接する地域の防災体制（避難所等）の連携について両市と協議を行う。

○避難路の確保

大規模地震時に（電柱が）交通の障害となることを防ぐため、無電柱化等を進める必要がある。  
主に南北軸の緊急輸送道路を補完する道路が重要な施設を結ぶように無電柱化を検討する。



避難所開設訓練



耐震護岸と建設中のホテル

○海上物資輸送による物資集積所の活用

海洋町に耐震護岸が整備済みであり、どう活用するのか検証する必要がある。  
ホテル南の敷地を物資集積所として利用し、そこからの配送体制を整備する。



さくら参道  
（無電柱化対象道路）